

主催：厚生労働省

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（JEED）

『高年齢者活躍企業コンテスト』に チャレンジしませんか！

令和8年度

- 高年齢者がいきいきと働くことのできる創意工夫を行った職場改善等の事例を広く募集し、優秀事例については10月の高年齢者就業支援月間に表彰を行っています。

★ 厚生労働大臣表彰（最優秀賞1編・優秀賞2編・特別賞3編）

★ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長表彰

（優秀賞・特別賞・クリエイティブ賞 各若干編）

▶ 令和6年度の表彰で高知県の「紀和工業㈱」が受賞！

※ 当機構が発行している高齢者雇用の啓発誌『エルダー』2024年10月号と11月号に
令和6年度の表彰企業の事例の一部が掲載されています。

<https://www.jeed.go.jp/elderly/data/elder/index.html>



- 優秀事例を広く周知することにより、高年齢者の就業機会の確保等の取組の普及・促進を図り、生涯現役社会の実現に向けた気運を醸成することを目的としています。
- 当機構の70歳雇用推進プランナー（社会保険労務士）またはコーディネーター等が応募に向けてサポートします。お気軽にお問い合わせください。

取組内容

（具体的な例示は裏面参照）

- ◆ 高年齢者の活躍のための制度面の改善
- ◆ 高年齢者の意欲・能力の維持向上のための取組
- ◆ 高年齢者が働きつづけられるための作業環境や作業の改善、健康管理、安全衛生、福利厚生取組

<応募締切>

令和8年2月27日（金）予定

* 令和7年10月下旬に「令和8年度高年齢者活躍企業コンテスト応募要項」が発出されます。
なお、その際に応募要件等が若干変更になる場合があります。

～主な応募資格～

- (1) 原則として、企業からの応募であること（グループ企業単位での応募は不可）。
- (2) 就業規則を定めている企業に限ること。
- (3) 応募時点において、労働関係法令に関し重大な違反がないこと。
- (4) 令和7年の障害者雇用状況報告書において、法定雇用率を達成していること。
- (5) 令和7年4月以降、労働保険料の未納がないこと。
- (6) 応募時点前の自社の事業年度において、平均した1月あたりの時間外労働時間が60時間以上である労働者がいないこと。

＼らしく、はたらく、ともに／

【お問い合わせ先】



JEED

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 高知支部
高齢・障害者業務課（高年齢者活躍企業コンテスト係）

〒781-8010 高知市棧橋通4丁目15-68 TEL：088-837-1160

URL： <https://www.jeed.go.jp/location/shibu/kochi/elderly/activity.html>



取組内容の具体的な例示

◆高年齢者の活躍のための制度面の改善

- ①定年制の廃止、定年年齢の延長、65歳を超える継続雇用制度の導入
- ②創業支援等措置（70歳以上までの業務委託・社会貢献）の導入
- ③賃金制度の見直し
- ④人事評価制度の導入や見直し
- ⑤多様な勤務形態、短時間勤務制度の導入 等

◆高年齢者の意欲・能力の維持向上のための取組

- ①中高年齢者を対象とした教育訓練、リスキングの取組、全世代で自律的にキャリア形成を進めていくための（キャリアの棚卸しなどの）キャリア教育の実施
- ②高年齢者のモチベーション向上に向けた取組や高年齢者の役割等の明確化（役割・仕事・責任の明確化）
- ③高年齢者が活躍できる職場風土の改善、従業員の意識改革、職場コミュニケーションの推進
- ④高年齢者による技術・技能継承の仕組み（技術指導者の選任、マイスター制度、技術・技能のマニュアル化、若手社員や外国人技能実習生、障害者等とのペア就労や高年齢者によるメンター制度等、高年齢者の効果的な活用等）
- ⑤高年齢者が働きやすい支援の仕組み（職場のIT化、DXを進めていく上での高年齢者への配慮、力仕事・危険業務からの業務転換）
- ⑥新職場の創設・職務の開発 等

◆高年齢者が働きつづけられるための作業環境や作業の改善、健康管理、安全衛生、福利厚生

- ①作業環境や作業の改善（高年齢者向け設備の改善、作業姿勢の改善、休憩室の設置、創業支援等措置対象者への作業機器の貸出等）
- ②従業員の高齢化に伴う健康管理・メンタルヘルス対策の強化（健康管理体制の整備、定期健康診断やストレスチェックの実施と結果に基づく就業上の措置、体力づくり、加齢に伴い増加する病気の予防教育や健診・検診、女性の健康課題も含めた健康管理上の工夫・配慮、若い世代からの健康教育等）
- ③従業員の高齢化に伴う安全衛生の取組（安全衛生を進めるための体制整備、危険防止の措置、安全衛生教育）
- ④福利厚生の充実（レクリエーション活動、生涯生活設計に関する専門家への相談） 等